

公金収納のキャッシュレス化推進に係る広報物及び動画作成業務委託仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務

公金収納のキャッシュレス化推進に係る広報物及び動画作成業務委託

2 目的

本県では県へ納付する手数料及び使用料等の公金収納のキャッシュレス化を推進している。その更なる推進のために、電子申請による電子納付及び窓口でのキャッシュレス決済のメリット等を県民に広く、わかりやすく周知するための広報物（ポスター・チラシのデザイン）及び動画を作成する。

3 想定する用途

(1) ポスター・チラシ

- ・ 県有施設等での掲載及び配布
- ・ 埼玉県、埼玉県内市町村、及び関係団体の広報等で使用
- ・ その他、広報に有効だと考える場所での掲載及び配布

(2) 動画

- ・ 県ホームページ及び SNS (X 等) への掲載
- ・ 県有施設等での放映
- ・ 地方テレビ局放映番組等への掲載
- ・ YouTube への掲載
- ・ 関係団体のデジタルサイネージへの掲載
- ・ その他、広報に有効だと考える場所への掲載

4 委託業務の内容

(1) ポスター・チラシの概要

- ・ 公金収納のキャッシュレス決済のメリットを伝えるポスター・チラシのデザイン作成に関する業務を行うこと。
- ・ 下記(3)の内容を盛り込んだデザインを作成すること。
- ・ 下記(2)の動画とのイメージを統一したデザインとすること。
- ・ キャッシュレス決済の詳細を説明する埼玉県ホームページにリンクする2次元コードを掲載する。2次元コードは埼玉県が作成し契約締結者に提供する。
- ・ 校正は埼玉県が校了と判断するまで校正を行うこと。

(2) 動画の概要

- ・ 公金収納のキャッシュレス決済のメリットを伝える動画の作成・編集業務・その他

制作に関する業務を行うこと。

- ・下記（３）の内容を盛り込んだ動画を作成すること。作成本数・秒数は自由提案とする。
- ・動画の制作にあたり、実写・アニメーションの別は問わない。
- ・BGM・ナレーション、効果音等の音、及び聴覚障害者への配慮として字幕を挿入すること

（３）動画及びポスター・チラシの内容

- ・下記①～③の内容を盛り込んだ内容にすること。
 - ①埼玉県では県への手数料等の納付にキャッシュレス決済を推進していること。
 - ②県へのキャッシュレス決済の方法は主に２種類あること。
 - ア 「埼玉県電子申請・届出サービス」により支払う方法
 - イ 窓口でキャッシュレス決済により支払う方法
 - ③「埼玉県電子申請・届出サービス」を利用した手続きでは、自宅のパソコンやスマートフォンから２４時間手続きが可能であり、来庁不要のため便利であること。
※埼玉県電子申請・届出サービスの詳細については、県 HP を参照

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0105/emado/index.html>

- ・本県が公金収納のキャッシュレス決済を推進している期間は、永続的に使用できる内容とすること。
- ・ユニバーサルデザインの視点に配慮した色彩表現、フォントを用いて分かりやすく作成すること。
- ・男女共同参画の視点から、表現が性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるよう配慮すること。
- ・以下のデザインを含めること。※素材は埼玉県が提供する。
 - ①「彩の国 埼玉県」
 - ②埼玉県章
 - ③コバトンのイラスト＋「埼玉県のマスコット コバトン」
- ・ポスター・チラシのサイズ等は以下を想定。
 - ①ポスター B 1 及び A 2 、片面、カラー
 - ②チラシ A 4 、両面、カラー

（４）本業務の目的を達成するための提案

- ・電子申請による電子納付及び窓口でのキャッシュレス決済のメリット等を県民に広く、わかりやすく周知するために効果的な方法を提案すること。

５ 成果品の納品方法

（１）納品期限

ポスター・チラシ 令和 6 年 8 月 3 0 日（金）

動画 令和 6 年 9 月 3 0 日（月）

（２）納品物

- ・ポスター・チラシ
 - ①電子データ（以下ア、イを CD-ROM に格納して納品すること）
 - ア 印刷用版下データ（A I 形式及び P D F 形式）

イ ホームページ等掲載用データ（PDF形式・JPEG形式）

・動画

①電子データ（APPLE ProRes 422 HQ および H.264/MPEG-4 各1）

②制作した動画の電子データを格納した DVD 1 枚及び USB3 本

※ DVD は、一般的な家庭用プレイヤーで再生ができ、また DVD ドライブ付きパソコンで複製が可能な形式にして納品すること。

③動画の解説またはシナリオ

(3) 納品場所

埼玉県出納総務課（別館2階）

6 成果品に関する権利の帰属

(1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(3) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属すること。

(4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。